

秋田大学教育文化学部専門教育科目に係る成績の評語に関する内規

第1条 秋田大学教育文化学部（以下「本学部」という。）の専門教育科目に係る成績の評語については、本学部規程第9条に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2条 成績評語は、S、A、B、C、Dの評語をもって表記することとし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

2 評価の基準は100点を満点としたときに、それぞれ以下の基準による。

S：90点以上（合格）

基本的な目標を全て達成し、多くの点で上回っている。

A：80点以上90点未満（合格）

基本的な目標を全て達成し、いくつかの点で上回っている。

B：70点以上80点未満（合格）

基本的な目標を全て達成している。

C：60点以上70点未満（合格）

基本的な目標をほぼ達成している。

D：60点未満（不合格）

基本的な目標を達成していない。

※基本的な目標とはシラバスで設定されている目標を指す。

第3条 前条第2項の点数は試験の素点を指すものではなく、筆記試験、レポート、作品、授業への参加態度、出席状況等による複数の評価材料を総合して算出した点数を表すものとする。

第4条 「成績単位修得表」等の成績を表示する文書には、評語により成績を記載する。

附 則

この内規は、平成19年2月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から実施する。